公　　告

関税法第６９条第１項の規定に基づき、輸出入貨物の検査場所として、下記の場所について平成２７年４月２６日から指定するので公告する。

記

所在地及び名称

福岡市博多区沖浜町２４番２５号所在中央ふ頭クルーズセンター内ＣＩＱエリア１，３６５．７３平方メートル（博多港中央ふ頭第５号岸壁にクルーズ船が係留している期間に限る。）

平成２７年４月２３日

博多税関支署長　　湊　裕 司